

(第十六部)

第十六回 參議院建設委員會會議錄第十三号

昭和二十八年七月十四日(火曜日)午後
一時四十六分開会

出席者は左の通り。

三

委員長 石川 清一君
理事

提案理由を、私欠席したので伺わなかつたのですが、大体この法律を、本法を御説明になつたのが主税局長であつたので、話が早わかりして非常に幸いと 思います。

からこの法を修正したらどうかという意見をくどく申上げたにかかわらず、あなたはできる、どこまでもできると言つて抗弁しておる。これは読上げる皆さんに御迷惑だから読上げません。

は、それは土地の一時使用といふ方法によつて可能ではないかといふことによつて考えられるし、そういう方法をとることで、どういいますかが、併し現場側の立場から申しますと、一時使

はよくわかります。併しながら例えればボーリングをするといふような場合に、そこにやぐらを組んでどうするといふ場合に、人間は立去るか知らんけれどもそこにはやぐらは残つてゐる。

委員

三清圖

小澤久太郎君
鹿島守之助君
赤木 正雄君
小笠原三男君
近藤 信一君
田中 一君

て、あなたに昔のことを思い出して頂
きたい。ということは今度提案の第一
の問題、土地の立入りとか測量とかい
う問題について本法の第二章の「事業
の準備」、それからこれによるところ
の六章の第二節「測量、事業の廃止等

い。案提理由の説明を見ますと、電源開発その他の以てなか／＼仕事がうまく行かんということを以てこうしたのだだといふ御説明ですが、實際この改正案を出さなければならなかつたという理由を詳細に先づ第一に御説明願いた

うことになりまして、従つて事業の着手そのものが遅れて行くということになりましたして、これは事業の本体そのものになります。それでやらなければいけないと思うのです。それを無理やりに第十三条がありますが、それが故に準備行為として強行するといふことは、殆んど現在においてはそれまでの如きになつておりません。

政府委員
建設政務次官
建設省計画局長
事務局側
南
好雄君
洪江
操一君

に因る損失の補償」、これに関連しまして私あなたに質問しているのです。その場合に私は簡単な立入り或いは立木の伐採というものはよろしいが、

いと思ひます。

てもできない。」、もう少し現場側の切実な希望もございます。そういう点は、これは必ずしも国が直轄事業としてやつておる問題だけではございません。九十一条、私はこれを一番問題にしたす。」、こういう説明をしておるのでありますと、今度受け立つところの損失補償の第二節第

常任委員	菊池
會專門員	璋三君
常任委員	武井
會專門員	篤君

ボーリングをやる場合にはどうなるのか、ボーリングといふものは簡単に行くものではない、木を持つて行つたり

したいわゆる新土地収用法の御審議を願いました。当時にそういう御質疑もございまして、私もそれに対して新法に

やはり電力会社その他土地収用法で認められておりますそれへの公益事業についても同様の問題はあるうかと存疑なことをしないでもいいんだ、又してはならないというふうにお考えにいのです。そしてあなたがそういう

○土地収用法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

或いは除去する、組立てるといつ時間かかる、殊に大きな鉄塔その他、ボーリングをやる場合にはそれを持つて行つたり、或いは持ち帰つたり、組立

よつてこの問題は解決できるのではないかということを申上げたように記憶いたしております。で、今回改正をいたしました動機になりましたのは、卒

なつて立法されたものと考えますが、その際に九十一条の第二項に、これは、「測量、調査等に因る損失の補償」、「二項ですが、前項の規定による」といふふうな記載がなされています。

○委員長(石川清一君) それでは只今
より建設委員会を開きます。
本日は公報で御通知いたしました通り、土地収用法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありの方は質疑をお願いいたします。
○田中一君 この付託されました土地収用法の一部を改正する法律案、この

てたりということは非常に作業に支障がある。従つてこの点を妥当な方法で考えられないかということをあなたに質問しているのです。あなたたちはそれに対しては、そういう必要がありません、できるというような御返事をしていきます。私は執拗にその点について、それが恐らくできない、できない

直に申しまして、結局当田中委員が御指摘になつた点が正しく、現場の実際の仕事をやつしている者の立場から見まして、やはりその御意見が、何と申しますか、当つておつたといいますか、お考えが確かに御尤もな点があつたということことに結論的にはなるわけでござります。私の当時の考え方で

損失の補償は、損失があつたことを知つた日から一年を経過した後においては、請求することができない。」これが私は一番大きい問題だと思う。あなたは曾つてこの法律を提案されたときの間違いを是正されるということはもう非常に結構でございます。結構ですが、立案者であるあなたがそらした強

ながら、これを受けて立つ第九十一条二項というものが、一年以内に請求しなければその抗議が成立しないということになつておるのであります。政府はこの修正によつて九十五条の二項を修正する意図はありませんか。

○政府委員(裴江操一君) 九十五条の第一項の問題につきましては、九十五条につきましては現在提案申上げております通りに、土地の試掘に伴うこれは当然のことですが、損失補償も測量、調査の際の損失補償と同様の関係において補償しなければならないというので改正をいたしてあるのであります。御質問の趣意は、或いは損失補償につきまして一年の経過期間といふものが短きに失する、或いはその点を修正したらばどうかといふ御質問のようにも受け取れるのであります。その点につきましては、私どもはやはり測量の場合の損失補償同様に取扱つていいのではないか、取扱つて行つて差支えないのでないかというふうに考えております。

○田中一君 人の屋敷に立入つて測量機を持つて行つて測つて来る、或いは目隣りになる或いは測量の邪魔になるところの枝を一、三本切り離すとか何とかいうことは、それもいいと思うのです。いいと思うのですが、一つの例ですが、例えば今東北電力がやつております赤石川の問題、これは非常に上流であつて、赤石の村民が全然見られない場所でやつてゐる。工事を現にやつてたりしてやつてゐる。これは事実建

ます。そういう原則に立ちまして、伐除に障害物の伐除につきましては、伐除しようとする者が、第二項によりまして、伐除をしようとする日の三日前まで、伐除をしようとする日の三日前までにそれ／＼所有者、占有者に通知の権利を負わしているわけであります。この権利を負わしておまりまして、同意を得か、同意を得られない場合には通知をつかまえて、更に九十一条によりまして、損失があつた場合は、その者が知つてから一年というふうにしほつていいわけであります。こういう関連において考えて参りますと、今御指摘になりたような不測の損害を知らずに講じたようなことは先ほどお話をされましたが、これがなくなるといふようなことは考えられないのではないかといふふうに私どもは考へて参りますと、今御指摘になりましたようなことは先ほどお話をされましたが、これがなくなるといふようなことは考えられないのではないかといふふうに私どもは考へて参ります。

てこれが二十年先の準備行為である。或いは二年先の本工事に対する準備行為であるか、この点は知事の許可の場合は、或いは本人の同意を得る場合なり、或いは本人の同意を得る場合なり。しかし、一つの許可の運用の上においては考えられるのではないかというふに考えておりまして、法律の上ではその点については何らの規定条件を持つておりません。

○赤木正雄君 法律の運用で期間を宜に判断し得るとおっしゃいますが仮に悪質の者が事業をしようといふ場合に、土地の認定はしたが、以降実際仕事をするのはいつかわからん、そういうこともあります。そういうことは一休あり得るものばかりです。つまり期間というのは完全無期延滞のものであります。つまるところどううふうに政府としては考へてあるか。土地の収用法の建前からどううふうに政府としては考へてあるか。前といたしましては、事業の認定と事業の着手とという関係におきましては、事業認定を受けてから三年、間に事業着手しなければ認定そのものの処分はされぬ力を使つとうといふ建前に一応いたしておるのであります。これは法律上効力を有するのであります。これを規定としてそいう規定をいたしておるわけでござります。準備行為の許可その他についての運用、これについては法律的には規定はいたしておりませんけれども、いわゆる認定と事業着手との関係においてはその程度の期間を設けるべきものと明示して考へておるわけがございます。

か、つても仕事をしないときには法律の力はなくなる。これははつきりします。そういう観点からいたしまして、この準備行為と本工事に着手するの間に相当の年限を限り得るといふことをするが至当と思うのですが、うですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上します。この法律の今の改正は準備行為をいたしまして、果して本当に事をやるのに支障ないものであるとかどうなことを調べるためにやる準備行為なのでござります。従つてそれをやるのに支障ないものであるとかどうなことを調べるためにやる準備行為をやるのに支障ないものであるとかどうなことを調べるためにやる準備行為などでござります。従つてそれ済んで、それから工事にかかるといふことになつて参りまして、準備行為それからその間ににおいて期間の定めないのも、一応規定の体裁上すらり考えて参りますならば、準備行為としますものは決定前の行為であり、一定後において放置しておけば二年間効力が失われて行く、こういふふうに私たちは解釈しておるのでござります。

○赤木正雄君 仮に堰堤を作る場合どの場所がいいかはつきりわかるまい。そのため準備行為としてほろびうに摘要する、それもやはり準備行為として考得れるのでありますか。或は準備行為というのは、大体この点仕事をしようといふその目的があつては準備行為といふのは、大体この点仕事をしようといふその目的があつては準備行為とするのですか、どうですか。

○政府委員(南好雄君) どちらも準備行為だらうと思ひます。ほんとうにばうやつ見て、地質の調査などは御承知の通り水力発電なんかにおいては、非常に重要な事項に屬しますので、でき得る限り詳細に調査をして行かなればならんと思ひますし、そういう意味合いにおきまして地質の調査をや

て参りますが、更に本格的な調査をやつて行くという際においてボーリングなんかも是非とも必要になつて参りますので、どちらもやはり準備行為の範疇に入つてゐるものと考えております。
○赤木正雄君 温泉などがある場合に、掘鑿して、その影響が一年で現われるか或いは二年で現われるか、これは的確に言いたいものがたくさんある。先の局長のお話のようならば、一年を経過云々とあります、これは非常に無理な法案だらうと思ひます。そういうのはどういうふうに考えておられますか。

から一年間における損失と、年々年々
二年二年、年限を経過するに従つて損
失が大きくなる、こういう場合が確かに
に温泉の場合にはあり得るのですが、
そういう場合にはどうするのですか。
○政府委員(渡江操一君) これは損失の
一応請求ができるかできないかとい
う問題と、それから損失の額がどのく
らいの推定になるかという問題と二通り
あります。しかし、只今赤木委員の
仰せになりました点は、むしろ損失額の
がどのくらいになるかがはつきりめ
がつかない、こういう点が関連して來
るのじやないかと思いますが、これは
私は当時者の請求の方法において、或
る程度のやはり推定を加えて損失の請
求をする、こういう方法をとるよりも
かに方法はないのではないかというふ
うに思ひます。仮にその
当時、最初の請求をいたした場合の損
失額が、後の実際に現われた損失の結
果を見て更に追加しなければならん、
これがその後に起つた変化その他によ
りまして立証できるということになれば、
それから一年間の期間を考えまし
て請求をする、こういう方法で可能で
はなかろうかと、こういうふうに考え
ております。

これは収用法上の規定においては収用委員会の裁定に待つ、こういう方法をとられることになるというふうに考えております。

○赤木正雄君 その後の新らしい損失に対しても請求はできるとおっしゃいますが、これはこの土地収用法の第何条になりますか。

○政府委員(渡江操一君) 九十五条は、損失があつたことを知つた日からと、いうことになつております。損失は、最初の損失を知つたことにとつて全部を解決したといふうに解釈し運用する必要はないのだと、その發起つた損失は、前と関連があつたとしても、新らしい事実があつてそれがによる損失であるということがはつきり立証できるならば、それに対する損失補償を請求することは何ら差支えがないのだというふうに考えます。

○赤木正雄君 今おつしやつた九十五条では、そこまで解決得るものでないよ

うか。

○政府委員(渡江操一君) 私どもいたしましてはそういう解釈がとれると、いうふうに考えております。

○赤木正雄君 それは局長御自身の解釈で、果してそういうふうに立派に請求し得るものでしようか。

○田中一君 二十六年の五月二十六日の当委員会において、提案者岩沢忠恭君はこう言つてあります。「その一年といふことはなかなか議論のあるところでありますけれども、この収用法のこの収用以外の土地の損害補償といふ点に對しましては、結局その工事によつての補償といふことを当然考へておる。今田中さんのお話のよくな、その範囲は

予見し得る程度のものは当然そこに用を償しなければなりませんが、一年半でそなういうような現象が起るとか、いは二年後に起り得るといふようなことは予見し得ないような状態に相成ると思うのであります。併しながら工事をやる前に、これら水がたくちあん過來る、勾配がきつくなるからくると、それに対する非常に困る、或いは又の工事をやるために土地が沈下するといふ、地盤の関係上当然地盤が沈下するといふようなことがはつきりわかるれば、それに対する代行工事をするしか、或いはそれに対する補償は当然してもいいと思います、予見し得る範囲においては……。そなうよろな意味においては余り長い期間、予見し得る期間を二年なり三年なりといふはどうかといふので、せひやくそい内においては……。そなうよろな意味においては余り長い期間、予見し得る期間を二年なり三年なりといふ意味から、われるのじやないかといふ意味から、一年といふことを限定したわけであります。」と、こうじうことなんですね。結局私の質問なんです。結局私の質問も赤木さんの質問と同じだと思うのですが、一漏発見したと、発見したけれども、一年半になつてやつと悪現象、悪循環が現われて来たといふような場合ですね。発見しておるのは一年半前なんですね。その場合にそれを補償する義務があるかどうかを質問したところが、岩沢忠恭君は、それはしなければならないが、際限なしにやつたら困るから、一年ぐらいの見当をつけるのだといふのです。今の局長のお話だと、当然それは補償しなければならんといふのですが、どこにもそんな条文はありません。土地収用法のどこにありますか。

○赤木正雄君　だから私の質問は、それを局長御自身の御解釈では困るところです。

○政府委員(南好雄君)　お答え申します。私などは素人でありますから、体九十一条の一項、二項の解釈から見て参りますと、局長の答弁には多少疑問もあるらかと思ふのであります。岩沢君が言われた、いわゆる予見しへかりし損害と申しますことは、これはまあ民事訴訟法の上においても大きな問題になつて参るのでありますから、やはりこれは客観的な一つの基準で認められて行かなければならんものであると思ふのであります。如何なる工場によつて如何なる損害が生じて来たか、いわゆる本当に直接原因としての損害が起きたか、或いはそれを間接の原因としてそういう損害が起きていたかといふような問題が要するに訴の一番眼目になるのではなかろうかと考えております。結局そういう場合において御返事申上げる範囲は、やはる予見し得べかりし損害が普通一般常識上、学術上、その当時において予見されるかどうかという、そういうことによつて來るのであつて、非常に当時の學説から見ましても、或いはいろへど起るはずでなかつたというようなことで、一年、二年後において起きて来たような場合の御質問じゃないかと私は考へております。

不満でござります。私が言つておるのことは、今の問題につきまして沿江局長はこう言つております。「今の田中委員の御発言は非常に重要な問題でありますして、実は私ども非常にその点は慎重に考えておるわけでござります。ただ一言申上げておきたいと思いますことは、すでに御研究願つたと思いますけれども、この起業損失補償の制度はこのたびの法規に初めて織込んだものでござります。従つてやや我田引水であります、従来の規定に放棄しておけば、これは法律上工事による損害補償といふ問題も成立しない、即ち結局立ち入りに法律上はならなければなりません、こうしたことでこの規定を特に加えたわけです。田中委員のおつしやが、これが一年でよいのか、二年でよいのか、工事の性質によつてそなへたよろづな統計その他が整備いたしましたならば、恐らくこの一年間の期間はもう少し科学的に合理的にできる場合が或いは考えられるかも知れません。

併しながら現在あります外国の立法例その他の参考いたしまして、一応一年

といふことを考えました。それで、そ

の間に大体予見し得るものが出でて来る

のではないかといふふうな配慮で以て

一応規定いたしました。ただ立案過程をうつと申上げたのでござります。」

十一条の一項を考へる必要がないかと

あなた自身こう言つておるんです。従つて若し強いて聞くならば、たくさん電源開発などの工事が行われております。従つてそういう事例をお示し願い

たいんです。併し、あえて申上げます

○政府委員(渡江操一君) たつた一言だ

○政府委員(南好雄君) たつた一言だ

けれども、今建設省がやつておりますのは、こういうことを言つたんではないことは御承知の通りです。最初にその問題が起きたのです。これは土地収用法におけるところの権利を以て立てつて、或いはそれ以上伐採するとか何とかいうようなことで問題が起きたんであります。こういう問題がありますから、一応その補償の問題だけは慎重に考えて顶きたいと、こう考えたわけですから

この当委員会における答弁と食い違つておりますがね、この点もう一遍どつ

○政府委員(渡江操一君) いろへ、私は

の申上げたことが誤解があつたようですがございますが、はつきりやはり一年の

請求権の履行とじふみをここで立て

ておりますのである、こういうふうにまあ

○赤木正雄君 わからなかつたんです

が、委員長、もう一度言つて下さい。

○政府委員(渡江操一君) 九十一条、

それから今田中さんがお話をなりまし

た起業損失補償の請求権の九十三条の

二項、これもやはり一年ということを

規定いたしております。でこの両方の

規定を通じまして、この際における損

失補償の請求権は一年の時効というも

のを法律上規定したんです。こういうふうに考へておる、こういうことを申

上げたんです。

○政府委員(渡江操一君) たつた一言だ

○政府委員(南好雄君) たつた一言だ

けれども、今建設省がやつておりますのは、こういうふうな掘鑿をした

結果、地下でどういうふうな現象を起

して、今まで出ていた温泉がとまつて

しまって、而も一年間にとまればいい

が、二年、三年、だん／＼温泉の量は

減じてしまふ。こういふことは實際あ

り得るのです。ありますからそぞい

うことを考へるならば、掘鑿といふこ

とが認められるならば、今までの土地

収用法の補償の問題は不十分じやない

か、この点、はつきり伺つておきました

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ

ます。地上の場合におきましては、た

だ予見し得べかりし事情が地上では比

較的はつきりしているといふだけのこ

とでありまして、掘鑿いたしました

が、この点、はつきり伺つておきました

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ

ます。地中においても無理に一年間の短

期消滅時効を主張できないのだろう、

そういうような場合は、これは訴訟法

においても、九十三条の二項によ

りて、お前は一年の短期消滅時効

によつて、お前は一年の短期消滅時効

で請求権がないのだといふところへ持

つて行つては、私は九十二条の二項と

いうものは行過ぎじやないか。そういう

場合は沿江局長の言われたように、

私は請求権は消滅していないものと見

るといふのが本当ではないかと申上げ

ているわけであります。

○田中一君 それでは今ここで以て御

承知の通り速記に残りますから、九十

一条の二項は今のように残つております。今私発言して、政務次官並びに

沿江局長が前に言つたことは、そういう

事例が出来た場合には証拠書類として

裁判所で以てこれを取上げて、よろし

くね。今私は九十二条の二項は今残つて

いる。地上以上にわかるならば何も心配はしないのです。今の技術界にお

いてもわからないものがたくさんあ

る。地上以上にわかるならば何も心配はしないのです。今の技術界にお

<p

務次官であらうと局長であらうと大臣であらうと、私はそこに相違がないと思ふのであります。立法者の考え方としてはそういう解釈をしておりますと、いうことでありますから、あえて答える人が政府委員であらうが大臣であらうが私は變らんと、こういうふうに考えております。

○赤木正雄君 私はこの法案審議で大臣の出席を要求します。

○田中一君 局長に伺いたいと思いますが、公益事業令の第七十五条に「公益事業令の第七十五条に「公益事業者は、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の地上又は地中に電線路又は導管を設置する必要があるときは、その効用を妨げない程度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。」これは地中に入り込むわけですね、公益事業令には深さを限定しないのです。私は大体耕作地などは深いほどいいと思う。耕作地に何といいますか、管を埋めますときには深いほどいい、余り三寸や五寸じや耕作できない、従つてこの限度をきめていいのです。公益事業令ではこうみますと、ボーリングというものは一体どのくらいの深さを指しておるのですか、常識的には私どもよくわかつておりますが、言明して頂きたい。

○政府委員(波江操一君) これはボーリングの現在の行なわれております現況から判断して申上げるわけであります。

○田中一君 そうすると公益事業令では「効用を妨げない程度」ということになつておりますが、この深さはあなたが思つております。

○田中一君 公益事業令で規定してお

る第七十五条です。これにはそう書いてある。地下に埋設するその場合、「効用を妨げない程度」となつておる。

○赤木正雄君 その効用とは電線管の効用か土地の効用かはつきりしませんけれども、これはどういうふうに解釈します

○田中一君 公益事業令といふものは、効用を妨げなければ、「三十メートルでもいいわけですか、今そういう立

法をしなくとも公益事業令でもできるのです。

○政府委員(南好雄君) ちよつと今公

益事業令を手許に持つておりませんので、甚だ申訳ございませんが、後ほど調べまして次の機会にお答え申上げま

す。

○田中一君 この公益事業令ではちや

んと深度を規定していない、地中の深

さをきめていないのです。これはもう

どうも、余り三寸や五寸じや耕作で

きない、従つてこの限度をきめていな

いのです。公益事業令ではこうみます

と、ボーリングといふものは、一体どの

くらいの深さを指しておるのですか、常識的には私どもよくわかつておりますが、言明して頂きたい。

○政府委員(波江操一君) これはボーリングの現在の行なわれております現況から判断して申上げるわけであります。

○田中一君 そうすると公益事業令で規

定しておるところまで進めているわけ

ます。それから先刻申上げましたよう

に、事業の本体そのものでなくして事業

の準備をする、準備行為といふ段階に

おいてやれるといふ二つの新らしい規

定を織込んであります。

○田中一君 この公益事業令の七十五

条の三項、「管理者が正当の理由がな

く第一項の許可を拒んだとき、又は管

理者の定めた使用料の額が不相当であ

るときは、建設大臣は、公益事業者の

申請により、使用を許可し、又は使用

料の額を定めることができる。」やは

り強権になつてゐる。拒否した場合も

わかつておりますけれども、深さを規

定していいといふことなんです。三

十メートル下に電線管を埋める場合で

も、埋めるようと思えば埋められるの

です。深さの限定がないから……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

明で納得いたしましたが……。

○田中一君 よくわかつております。

○政府委員(波江操一君) 七十五条の

解釈としましては、公益事業者の範囲

はこの法律によつて限定されている、

御説のように電力業者もその中に入る

だらうと思います。もう一つの条件と

しては、七十五条の規定を運用する

それから今計画局長の返事いたしました二、三十メートーというのも、大体二三十メートー掘れば目的は達成しないか、普通の状態はその程度だと申上げたのであつて、私は恐らく必要とあれば五十メートーでも六十メートーでも場合によつては掘らなければならん場合も生じて来るのではないのか、そういうふうに考えております。

○田中一君 では私は本当の質問を言います。

ですが、ここへ追い込もうと思つたのですが、こうしたことなんですね。この何といふか、事業の準備と言つておりますが、「障害物の伐除及び土地の試掘」、そなつておりますが、この準備工事をしている場合に、或いは電線管を埋める場合もあると思うので許可しておるようなものも含まない

の場合はボーリングだけの規定をしておいて、そうしたものを公益事業令

で許可しておるようなものも含まない

でいいのかといふことなんですね。今次

官が言ふのは、私はボーリングの、本

法の審議のときにも局長にボーリング

の場合どうするのか、ボーリングも入

れたらどうか、入れるべきじやないか、入れなければならないのじやないか

ということを私質問したところが、入

れなくてもできますと答弁しておる。

今度初めて二年たつて、入れなければ

ならないと、あなたが来る前に兜を脱

いのです。二年前に僕は申上げたの

です。ボーリングの場合困るから入れ

たらどうか、入れなくちやんと言つたのだが、やつと二年たつてやはり

いのでございますが、違つた方面に進

入なければならなかつたという答弁

をしておるのでですよ。それはそれでい

いのですけれども、例えば何といふ

たほうが、殊にこうじや私権の制限でご

ざいますので、成るべく私権の制限は、何と申しますか、必要欠くべからざる場

合に限つてやつて行くといふような心

がまえの下において立法しなければな

ど、どちらにもこうにもならんよ

うな場合においてのみ私権の制限を皆

執行、現実には電線がかけやすいとい

うことがありましよう。そこに他人の

土地に水流すのに水路を作らなければ

なりません。私有物に対し電線を引つ

かけてやる場合がたくさんあります

よ。私有物に對して電線を引つかけて

行く、現実には電線がかけやすいとい

うことがありますよう。そこに他人の

土地に水流すのに水路を作らなければ

なりません。私有物に對して電線を引つ

かけてやる場合がたくさんあります

よ。私有物に對して電線を引つかけて

行く、現実には電線がかけやすいとい

うことありますよう。そこに他人の

土地に水流すのに水路を作らなければ

なりません。私有物に對して電線を引つ

やつて、勝手に土地の所有者が承知しないで、勝手に土地の使用ができる。というよりは規定を設けて行くことは、非常に特殊な場合でございますから、むしろ却つてそういう規定を置きます。と、逆にお叱りを受けるのいやないか。普通ボーリングは大して大きく穴を明けるわけでなくて、土質の検査あるいは堰堤を設けることによって、設けることの可否を検査するのでありますから、そのために始末に負えないよう不出水は、私はないと申上げておりますが、あることのほうが非常に稀なことがあります。そういうことによつていわゆる土地所有者の承諾なしに勝手に水路を開墾するとかということになつて参りますと、むしろ私は行き過ぎじやないか。ここでボーリングと言いますのは、要するに土質の検査でござります。どの程度に堰堤を設けることに耐えるかどうかというような検査でございますから、それで異常な出水が起きてとらうことになれば、むしろそれは塞ぐほうが本当であつて、その水路を設けて、所有者の意思に反して規定を整備して行くということは、私は非常に稀な場合じやないかと思います。

事業の範囲に考えて、本事業については考へてゐるわけです。今田中委員の御指摘になりましたのは、ボーリングのものとのものと言つても、それに附帯するいろいろの諸工事その他が当然それに伴つて來るのであって、そういうことに対するいろいろの手当が必要じやないか、こういう御質疑のようになさる。それを公益事業令の七十五条から引用されて、或いは電線路或いは導管といふもののが敷設する場合、これも考え方などうかというふうにも伺うわけあります。私どもの予想しておるところでは、先ず普通の準備行為に支障のない……普通準備行為と申しますのは、この場合で言えば新しく規定いたしましたボーリングといふ現在やつております作業、そういうものに普通考えられる障害物の伐除、その程度のことを見て行くことによつてさあも従来まで陥路になつておつた問題の一応の解決になるのではないかといふふうに考えてこの規定をいたしたわけであります。従いまして今例としてお話をございましたように、ボーリングの結果として相当な出水が来た、それによつて相当の水路を他人の所有地の中に設けなければできないといふよくなことに仮になつて参りますれば、結局ボーリングそのものが不可能になると、いうことになる。従つてそれを強行する手段として現在の規定では賄えぬ、本則に歸つて所有者乃至は占有者の同意を得ると、いふところまで行かなければいけない、こういふふうに一応考えておるわけでござります。

たね、その湧水とかそうしたものが必要な公益事業といふものはほかにありませんか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。石油関係につきましては鉱業法等がございまして詳細に規定がございまします。この場合には要するに土地取用をやることが、大体土地取用などは鉄道敷設なんかにまざってきておつたのであります。最近の実例から申しますと、大分鉄道軌道等の敷設よりも、むしろ電力事業の発電地帯、そういう問題で土地取用が非常に必要が生じて参りました。そういうことをやる際ににおいてボーリングなんかをやつたほう、又やらしたほうが非常にうまく行くんじやないかといふので、その規定をいわゆる整備したという程度でございまして、今このボーリングにつきましては二年前に田中委員から御注意があつたそうですござりますが、当時はまだそういうこと今まで考えておらなかつたというものが本当の実状ではなかろうかと私考えております。

高い見地に立つて調べる知事のほうが
よからうというので、その土地そのもの
に与える影響程度によつて許可官庄
を違わしたようなわけであります。
○小澤久太郎君 只今の御説明では軽
重というお話をございましたが、この
許可を与える人は最も公平な立場にお
る人でなければならんと思いますが、
現在のような水力発電は県営といふの
が相当ござります。それから水利権は
各府県知事の認可事項となつております。
そういう人がトラブルがある場合
に許可を手えるということは、利害関
係者でございますから公平な判断がで
きないと私ども思うのでござります
が、そういう点どういうふうにお考え
下さいますか。

○政府委員(南好雄君) 誠に御尤もの
御質問でございます。併し障害物の伐
除にいたしましても、ボーリングにい
たしましても、何と申しますか、要す
るに準備行為なんであります。その程
度のものにつきましては、水利権を許
可した県知事といえどもこの程度のこと
となればやらしてもいいんじやないか
というような、要するに準備行為です
から、これを建設大臣を持つて来る、
或いは全然別個の離れた、利害関係の
ない第三者にやらすといふようなこと
も少し又却つて重々しがないかとい
うような意味合いにおきましてこうい
う規定を設けたわけであります。

○小澤久太郎君 これは準備行為だから
らこのくらいでもいいという御説明で
すが、実は準備行為と言いましても、
その土地の所有者やあるいは占有者にと
りましては重大な問題なんで、この点
はやはり慎重に考慮して、結局公平な
者を選ぶとすることが私は一番必要じ

やないか、その点について別にほかにお考へはございませんか。

○政府委員(南好雄君) 御承知のよとておるのとありますから、その程度のこととは知事にやらしてもいいのやないか。更にもう一つ申上げますことは、これはいわゆるダム事業のどきものは、やはり何といいますか子の土地を取られる者或いはその家を立退かなきやならん者という個人にとっては非常に大きな問題であります。が、それよりも大きな意味において、発電とかそういうような一步高い見地に立つて、そういう見地に立ちながら止むを得ず個人の私有財産であるが、それを整理して行くといふよろなもつと高い見地に立つてあります。

この高い見地に立つ者と個人のいわゆる利益といふものはどうやって調整するかが土地収用法になり、又今度の改正になつて行くのでございまして、といつて、公益的なものであるからどれほど個人の所有地をやつてもよろしいといふことを私申上げておるのじやないが、個人の所有権をより大きな見地から制限しなければならん場合もあるのだということをこの法律で規定しております。従つて行き過ぎないように行き過ぎないようにといふよろな意味で、むしろブレークのかかつた法律の書き方をしておるのであります。衆議院におきましては、場合によつてはもつと強く土地収用などは……むしろこの際現実の問題は、何億の工事が一人の人の反対のためにどうしても進まんといふよろな場合もあり得るので、むしろもつと強く、大の虫を生かすため

議論もあつたのでありまするが、「けしからん」と呼ぶ者あり併しこう

いつ如何なる場合でも立法者の意思はより高きもののためであつても、小さなものを作成するべく犠牲にせんよろに、何と申しますか、できるだけの手続を尽して、なお且つ止むを得ないのだといふところに調整を持つて行かなければならんのじやないか、こういふうちに考へて、法律は非常に慎重な手続をとつて作られておるようなわけでござります。

○小笠原二三男君 私全然どうも素人でわからませんですが、市町村長なり都道府県知事が許可を与えるという場合の市町村長とか都道府県知事という者ははどういう権限とどういう根拠を以てそういうことがなされるのだと規定しているわけですか。

○政府委員(南好雄君) どういう御質問でございましょうか。この法律の規定で市町村長なり知事がそういうことの許可をなし得るという授権行為を規定したのでございます。

○小笠原二三男君 今の市町村長なり都道府県知事が地方自治法の建前からいつて、その地域の住民の利害に関することを、意見を聞くことがあつても、勝手に処理することができるといふような法律規定をすることができるかどうかということが私の疑問なんですね。地方公共団体の長としてこういうことがやれるかどうかということ……。例えば、建設大臣の権限を委任したとかどうかということが私の疑問なんですね。地方公共団体の長としてこういうことがやれるかどうかということ……。考えなければならん。で、都道府県知事も反対であり市町村長も反対である、竹木の伐除も許さん、ボーリングも許さんといふような、そういうのでもうわゆるダムの建設などをやつても、法律的にはできるかとも思はんが、現実的には可能であるということと現実的にできるということとはやはり区別しておる。市町村長個別の権限

実の問題としてはできんのじやなかろ

うか、こういふことを考えておりま

はこの収用法の法律と地方自治法の百四十八条によりまして、両方によりま

る上のほうから押え付けるのではなくて、都道府県知事や市町村長の国の機関的役目というものに重きを置きました。勿論

そういう意味合いで、國の機関ともいふところにエートを置きました。そしてこの程度のこととは許可をする権限を都道府県知事なり市町村長に与えても差支えないかと思ひます。御質問の御趣旨は、恐らくこういふようなことは現実の市町村長なり都道府県知事の立場から見て、建設大臣が持つておつて、その行為を委任することができる府県知事なり市町村長の国の機関であるといふふうな規定にしたほうがいいのぢやないかと、こういう御質問のよう

に拝聴したのであります。そういう規定のやり方もできますし、又都道府県知事なり市町村長の国の機関であるといふふうな規定にしたほうがいいのぢやないかと、実際問題といたしましてそ

ういう面を強く評価いたしまして、それが自身は國の機関ではないのであります。が、いろいろ面から國の機関といたしまして、都道府県知事なり市町村長と申します者は、國の事務をいろいろ委託しております。そういう面か

ら見ますと、一つは國の機関として……。それ自身は國の機関ではないのであります。が、いろいろ面から國の機関としての役目が出て参るのです。

○政府委員(渡江操一君) その通りでござります。

○小笠原二三男君 そうしますと、先ほどの御質問があつたように、或る村のほど御質問があつたように、或る村のダム建設で、用地買収が広汎に行われ、当該自治団体の長として、村長は村議会の決定によって反対だというこ

とに至った場合には、反対であるといふことになつた場合に、立場に立つてやるものでござります。たゞ、う町村長の立場として、これと的確なものとして、許可して行かなければならぬような状況で、國なり或いは都道府県からそれぞれ要請があつた場合には、この町村長といふのはどつちの立場に立つてやるものでござります。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げますと、地方公共団体の長としては、法律政令による権限に属するものを管理執行するといふふうに規定されているわけであります。従つて從来の土地収用法もさうでございますが、決に市町村長は従わなければならんという立場があるのです。村委会の議決によつて反対せよといふふうな

可に任せているわけであります。これ

はこの収用法の法律と地方自治法の百四十八条によりまして、両方によりま

るのほうから押え付けるのではなくて、都道府県知事や市町村長の国の機

関的役目といふものに重きを置きました。それで、そういう人たちにこういふことを許可する権限を与えておらず支えないのであります。そこで、こういふうに考えておる

規定をしよう、こういふわけであります。の場合についても、府県知事が公共団体の長としての法律に基づく権限を執行することができるといふふうに法律規定をした。同様な意味合いで、その市町村長は不适当だという圧力が加わるかもしれません。

○政府委員(南好雄君) それは全然ございません。要するに与えようが与えまいと思うであります。

○小笠原二三男君 与えないとには、それが出来ないときには、

業として如何にそのダムは設けなければならんといふふうなことがありましても、地元の市町村長に準備行為もで

きんような状況にぶつかつた場合には、恐らく法律的にはできるのかも知れませんが、実際的に現実的にはその行為はできない、又しては大騒動になるものと私は考えているような次第であります。

○田中一君 先ほどの質問に関連するのですが、今鉱業法を見ますと、鉱業法の第五章、土地の使用及び収用にはこういふふうに書いてあります。第一百一条ですね。「鉱業に關する測量又は実地調査のため必要があるときは、鉱業権の設定を受けようとする者、租鉱権者となるうとする者、鉱業出願人、鉱業権者又は租鉱権者は、通商産業局長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採することができる。」、二項には「通商産業局長は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者並びに竹木の所有者にその旨を通知し、意

見書きを提出する機会を与えないわけはない。」、こういう規定があるので、従つて強いて言えば、今提案者と、いか、政府の希望する電源開発事業を行うために単行法を出したほうがいいような気がするのです。特殊なものがあるでしょうから……。土地収用に、これは最善なるものだといつて局長が提案した二年前のこの法律を、手にいじらんでも、こうしてできるのです。通知だけでいいのです。意見を開かんでもいいのですから、鉱業法では困るといったところで、意見を聞いてするかしないか、その意見を聞かなければならないと鉱業法には書いてない。従つて立木の問題とかボーリングの問題などは本法を動かしてまでしなければならないということにならないのじやないかと思う。強いて単行法を作るとかいうふうにしたほうがいいのじやないかと思う。それからもう一つ、これは鉱業法ですが、鉱業法で、無論局長おわかりでしょうけれども、ボーリングする場合に、先ほど言つたようにディーゼル・エンジンを使わなければ電力をどこかで……、五キロ、十キロ、或いは十二、三キロまで行くような場合が多いのです、試掘の場合には……、その場合に一々電柱を立てて、人の地の畠の空中を動力線を引っ張つて行くとか、或いは普通の電燈線ですね、電燈線を引っ張つて来て、そのため一々電柱を立てる。恐らくこれは私よりも鹿島委員のほうがそのほうの専門で詳いでしようけれども、恐らく他の立木でも国有林でもほんく引つ掛け持つて来る。一ヶ月かかるうが二ヶ月かかるうが、そういうものを見出す場合、もつと簡便な

方法でやります。これが通例であります。私は一々鉄柱とか電柱、木柱を立てやらなければならないと思う。その場合にこの法律はそれを見逃していふ、どういうことになります。これは……。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。鉱業法上、鉱業法に申します試掘とは、同じ事項でございまして、田中さんは御承知のように、從来はあれは鉱業権、探査権というふうにつれておりまして、つまり土地所有権というと別個に鉱業権といふものがあるのであります。そういうことでありますして、やはり鉱物を探して行く場合においては、何と申しますか、地表を使わなければならない場合もありますので、それとの調整の際にそういう規定が出て来る。土地収用法の場合におきましては、この地表を使うことが原則であります。例外的に掘つて行くというような場合がこの規定の面に出て来たようなわけであります。少し鉱業法と土地収用法とのあれば性質が違つて いるようにも考えるのですが……。

○田中一君 成るほど単行法で、別な条文で規定して いますから違ひはあります。違いはありますけれども、立入られる側は同じなんです。法律を作つて、違うと申しますけれども、立入られる側の被害は同じなんです。被害はちつとも変らない。法律をどう作るうとも自分の宅地や自分の所有する樹木をどん／＼切られちや堪まりませんからね。そういう点がありますから、そこまでここに立入らないでいいのじゃないかという気がする。それから今の電線などを引いた場合に、これは知

るんですよ。山奥なんかに入つて、自分の山のどんな木にどんな電線を引張られたかわからん。こういう場合にはどう考えてやるか。これはディーゼルエンジンを使わずに電線を引くといふ場合に、それに対する土地収用に関する規定はありますか。

○政府委員(赤江操一君) 今の動力線を引つ張るために電柱施設に対する準備行為としての使用といふ点は規定いたしておりません。

○田中一君 規定しなければ知らん顔をして、他人の山でも他人の田畠でも電力線を引つ張つて知らん顔をするのですか、他人の立木でもどん／＼切つちやうのですか、それともはつきりとここに、電源開発法の中に、必ず承認を受けなければならぬ。相互契約の受けた基いに承諾を受けて電柱を立つて動力線を引いたのでは、工事費がかかつて仕方がございません。そぞすると直線コースで来るのですから、他人の田畠を通らなければならん。そういう場合に、あなたは電源々々とおつしやつてゐるが、電源の場合にはそれをどう扱うかといふのです。私権を侵すじやありませんか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。

立木に準備行為のために動力を引くといふよくなことも実際問題としてはあるだらうと思います。併しその場合には、恐らく立木所有者とか或いは土地所有者、そういう者は恐らく承知するだらうと私は考えております。若し万一千そういうことを全然承知しないといふような場合がありますならば、それは準備行為の際ににおいて私は恐らくボーリングしようとしてもできなゝのじ

やないか。その規定をここに整備しておきたい。ところ、こうじょうお言葉だらうと思うのですが、要するに準備行為であります。その準備行為のためにいろいろの規定を整備して行くことは、却て私は非常に妙なものにならんか。ういうような場合は、恐らく土地所有者も或いは立木所有者も、立木を損なうこととをやれば補償の問題が起ります。それから、そういうもつて参りますが、立木を全然損わんよな場合には恐らくは通常の場合において私は反対がないものだと思つております。したひつかけにも反対しなければならないほど地方感情が非常に悪いような場合におきましては、私は準備行為などを強いて規定の面において重々しく書いて、それでもなお且つやられるとうふうにおくことがいいか悪いかの方になつて参ると思ひます。

法の不備です、法の欠点です。そうしてあなたは法にないからと言つて他人の私権を……、先ほど政務次官は成るべく私権を侵さないようにと言つておられるが、立派に私権を侵すじやありませんか。私権を侵さなければ事業ができない、できなければやめるといふなら土地収用の意味をなしません。土地収用というのは、私権を多少侵してもそれに妥当なる補償もしよう、これは公益性のある事業だから国が補償してそれをさせるというのが法の精神なんです。どうも今の御答弁では不満足です。局長はお調べになつて、当然しなければならないということなら修正しなさい。修正してくれとおつしやれば修正もします。そういう欠点があるじやありませんか。空間というものは、さつき言つたように、他の特別法によつて空間を制約されないほかは空間といふものは土地所有者のものだということをおつしやいますね、それはその通りです。それで結構です。御名答です。そうすると、その空間を勝手に使つてよいかと言ふと、これは私権の侵害です。これはできません。従つて電源開発で試掘する場合には、人の空中でも何メートルまでは使つてもよろしいという法律があれば、別の法律ですね、土地収用法で以て個人の持つている空間といふ私権を侵すことができるというならば、それはできます。さうなければこれはできません。局長答弁して下さい。

の上においてどうしても法律的な手段を持たなければ解決できないといふ問題を解決して行きたい、この根本原理に立つてお話を進めます。お話をようすに、いろいろの想定の上に立てて、強権発動でなければできないとう場合も、それは考えられないとは三いませんけれども、併しながら現実商業をやつております起業者の意見もござれぞ聞きまして、それで現状この程度において法律的な手段を考え頂けるならば準備行為で差支えないといふ意見があるならば、それによつて私どもは法律的の裏付けをして行くと、こういう考え方で進むのが先ず考え方とする最大な土地収用法上の考え方としては条件じやないかといふように考えて規定したわけです。従いましてお話をのように空間使用の問題にしても、立木の使用的問題にしても、それは現状においても、法律的な手段に訴えなければ所有者側としては全然それに応じる現実の実情がそうではないといふような場面があれば、これは法律的な解決をとらなければならないことは、これはお説の通りであります。併しそれによつて大部分の問題が解決されてしまうという場合において、なお最悪の場合を想定して法律的な規定をこの際あえて設けるという点については、実は私どもはそこまでは考えておらなかつたのであります。

規則の起言に對する。この規則は、市町村長が認定する材料を手えるのであります。若しこういうことでなくて、自分の家の、自分の田畠の、例えば十尺の上に動力線を引かれるということは、それを発動するのが主眼じゃないのです。それは困ると、こう出ますよ。この法律の家の庭の上を動力線が通つているのは……、これは困るよ、これは法律がないがどうするのだ、判断がつかんじやありませんか。まあ局長はこの辺で兜を脱ぎなさい。あなたがたそういうことを言うと、あなたの古い答弁を申上げますよ。石くれ一つ取るにも許可を得なければならんと書いてあるのですよ。他人の家に立ち入つて邪魔だから石を除去する、これすら許可を受けなければならんと書いてあるのです。これを他の家の所有する空間を勝手に使つていいということはありません。私権の侵害です。答弁を求めます。若しもあなたが答弁できなかつたらよく考えて下さい。私はこれは譲歩しません。

○政府委員(波江操一君) まあこの点は私どもと田中さんと大分意見が違うわけでござります。私は根本的には先ほど申し上げました通り、法律的な手段といふものは、現実の問題を飽くまでやはり所有者の立場を尊重するという建前に立つて、それがなお且つできないという場合に法律的な手段に訴える、こういうことによつて公益事業の事業着手を促進する、こういう根本原則を変えることは私は如何かと考えておるわけです。今のような場合におきまして、現在の法律体系の上において

も、仮に送電線の架設を必要とするといふことであれば、これは起業者の手を煩わして架設の申請をするという場合もありまじょろ。或いは電力業者の手を煩わして架設の申請をするという場合もございまじょろ。それにはそれが土地収用法で解決できない問題を、或いは公益事業令で解決するかも知れません。そういう手段によつてなお且つ土地収用法の発動によらなければならん問題を法律的に規定をして行く、こうしたことであつても私はいいのじやないかというふうに考えております。

○田中一君 それでは私権の侵害とは考えませんか、そういう場合……これは認めておるのですね。他人の家の所有地の上の空間に動力線を引張ることとは私権の侵害だと云うことは認めますか、認めませんか。勝手に引張る場合ですよ。了解すれば問題ありませんよ。

○政府委員(渡江操一君) 法律的な根拠に基かないで、本人の同意を得ないでやると云ふふうに考へております。

○田中一君 この土地収用法に若しそういう条文を入れて、それも含まれるものとしたならば不便がありますか、運用上支障がござりますか。

○政府委員(渡江操一君) 支障があると云ひないとからう問題ではなく、むしろ動力線の架設の問題もあるし、先ほど話した湧水の水路の開鑿の問題も、これは準備行為の態様としてはいろいろ考えられると思います。それを全部網羅的にこの規定ができるかどうかといふことを先ず考えて見なければいけないのでないか。私どもはむし

る現在の準備行為の段階で、測量と査定とボーリングと、この三つを現在の段階では取上げておるわけでありあります。そのほかに水路の問題、動力線の架設の問題、或いはその他の敷設の問題等も問題、準備行為としている、あると申します。併しその事業着手に準備行為として先ず最小限度必要であると思ふものを規定したのであります。
○田中一君 法文を見ますと、石一つを一本切るにも規定してあるのです。枝を一本切るのも規定してあるのです。枝を一本切ると自分の家庭の中に電線を張られることとどつちが私権の侵害になりますか、この法律はそう書いてありますよ。三つの問題よりあつたと細かい瓦礫の問題、細石の問題まで入つておりますよ。細石というのは、何万トンある砂利層を云々するばかりでないですよ。この規定は一切れの、それこそやつと運べるような二切れか三切れの石でやら除去するには云々といふ規定になつておるのです。あなた空間だからといふので見落したのではないかですか。これはもう少し慎重に考えて、この法文全部の法の体系を見て、そうして調べて欲しいのですがね。どこまでもそういう工合に支障がないといふならば次の機会に譲りますけれども、答弁して下さる。
○小笠原三三男君 随分やかましい議論のようですが、押問答のようになつてしまつては事態はちつとも解決しない。私とんちんかんに聞いておるかも知れませんが、政府側としては、それは動力線を引くといふことは法律規定にも何もない場合には私権の侵害である、それは認める、ただこの法ではそういうことを規定しておるの

ではなくて、試掘とかそういう準備行為だけをやつておるので、他の準備行為は規定しておるのではないと、こういふ御答弁のようです。それを田中君のほうは、これは私権の侵害なんだからというところはわかりますが、それが規定されていないからみんな規定し得ないよんなどやつて事業遂行上支障がないようにやつてものを排除するような方法をこれといふのが、どこへ結論が行くのかはつきりしない。いつでも並行線のこと、さつぱりわからない、どういうことなんですね。

○政府委員(渡江操一君) 今田中委員

のお話は、空中の使用についての規定を、むしろ試掘と同様に、準備行為の一つの私権のつまり侵害と申しますが、そういうものに対する法律的な裏付をして、これを適法行為といふ形をはつきりとつたらどうだと、こいう御意見のようには承るのですが、併し私どもが提案した根本的な態度は、鏡くまでこれは田中さんと同じように、起業者の準備行為ができるだけ円滑にやらせようということについては變りはないのでござります。併しそれについては、先ほども申上げましたように、準備行為の態様といふものはいろいろある。それから使用者べき対象物も、田中さんが今御指摘になつたように空中の問題にまで及ぶと、こういふようなことがあります。それらのことについては根本的にやはり起業者の立場からいって、準備行為にこの程度の規定を織り込んでもらえばよろしくないかといふことを主眼において、それによつて規定を

いたしております。御心配のように、起業者側から空中使用の問題について紛争が起きた場合等についても、やはり法的な裏付をしておかないとどうしても解決ができないというようなことを規定されどもとしてもその点について考へざるを得ないと思いまして、事業遂行上支障がないようにやつてそれを排除するような方法をこれといふのが、どこへ結論が行くのかはつきりしない。いつでも並行線上のこと、さつぱりわからない、どういうことなんですね。

○田中一君 それじゃ私は電源開発を

やつておる当事者として、準備行為をやつおる方々に一応来てもらつて、そういう私権を侵しておる事実はないであります。卒直に申してそういう関係からこの改正案を規定したと、こういうことでござります。

○政府委員(渡江操一君) その点は今

田中委員からもお話をございまして、私もお御注意の点につきまして十分実態につきまして調べまして、それをお参考人に呼んで欲しい。そうして、実際に法律に規定がなくて勝手に引つ張つて行くときに、話合いでうまく行かなかつたというような場合があるかないか、どうでしようか、その点を承わりたいのです。

○赤木正雄君 関連しまして、私は成

りました。

○田中一君 私は、ほかになれば、第二章の二、「あつ庭委員のあつ庭」の点を質問したいのですが、又長くなると小笠原委員から叱られそうでしから、(笑声)これは一つ次回に譲つて頂きますよう。これは非常に長くなりまして、一日では済みません。三日ぐらいいかかります。今日はほかの方に譲つ

て、これは私は三日ぐらいかかるべからずであります。

いたしております。御心配のように、起業者側から空中使用の問題について紛争が起きた場合等についても、やはり法的な裏付をしておかないとどうしても解決ができないというようなことを規定されどもとしてもその

点について考へざるを得ないと思いまして、それではあなたのはうでは話合いで行くのだと、こういふにおつしやいました。それで成るべく話合いで行つて欲しいと思いまして、それについては、大体当事者間の解決によつて法律の運用を待つまでもなく解決されておるものといふ認識の上に立つてこの規定をいたしておるの

であります。卒直に申してそういう関係からこの改正案を規定したと、こういうことでございます。

○赤木正雄君 小原笠君の動議に賛成します。

○委員長(石川清一君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

て、これは私は三日ぐらいかかるべからずであります。

重にやつて行きたいと思います。

進する場所は、これはこの法案で今きまるのですが、そこに持つて行く動力線をどうするか、それに対して田中さ

んの問題が起つてゐると思うのです。

実際問題は、併しそれはあなたのはうでは話合いで行くのだと、こういふにおつしやいました。それで成るべく話合いで行つて欲しいと思いまして、併し今までそういう場合に動力線を引つ張つて行くときに、話合いでうまく行かなかつたといふような場合があるかないか、どうでしようか、その点を承わりたいのです。

○政府委員(渡江操一君) その点は今

田中委員からもお話をございまして、私もお御注意の点につきまして十分実態につきまして調べまして、それによつて足らざるところがあるかどうか、これは一つこの点を次回まで研究させて頂きたい。

○赤木正雄君 それでもう一つは、ボーリングをやるためにこういう法案がでてくるようになりますが、今までボーリングをするに対してはこの法案がなかつたために、どういうふうに起業者が迷惑をしておられるか、こういう実際の例をこの次にお示しを願いたい。

○政府委員(渡江操一君) 承知いたしました。

○田中一君 私は、ほかになれば、第二章の二、「あつ庭委員のあつ庭」の点を質問したいのですが、又長くなると小笠原委員から叱られそうでしから、(笑声)これは一つ次回に譲つて頂きますよう。これは非常に長くなりまして、一日では済みません。三日ぐらいいかかります。今日はほかの方に譲つ

昭和二十八年八月十日印刷

昭和二十八年八月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局